

令和5年度第10回  
東京都私立学校審議会  
会議録（第834回）

令和6年2月19日（月）  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時10分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第10回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、18名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 7 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第31条第 2 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月19日付、東京都知事名。

記、1、首都医校の目的変更認可について（新宿区）、ほか 6 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と新たに諮問される案件 7 件の計 8 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたします議案を除く議案第 1 号から第 4 号までの全ての議案につきまして、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件から、審議することといたします。

初めに、高等学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、武蔵野音楽大学附属高等学校の設置認可に係る計画承認についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の高橋委員から、調査結果につきまして、説明願います。

○高橋委員 それでは、議案第 1 号につきまして、御説明いたします。

本案件は、武蔵野音楽大学附属高等学校の設置計画承認についてでございます。

令和6年1月30日に、長塚委員、東京都私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人武蔵野音楽学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認しました。

また、校舎、施設、設備等については、図面で見える限り、高等教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、本件については、一からの新設ではなく、現在、埼玉県において学校は運営されており、財政的にも問題はないとのことから、経営面で特段の懸念点等はございませんが、令和9年度の移転・新設へ向けて、計画どおり、着実に準備を行うとともに、都の学校設置認可基準が定めている都内既設の私立高等学校と不当に競合することがなきよう、音楽課程を持つ学校とも連携しながら、生徒の確保を適切かつ着実にいき、安定した学校経営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校創立から50年間で培った音楽の専門教育を引き続き実施し、教育方針として掲げている音楽・芸術の研鑽と人間形成に努め、また、高大接続の強化という観点に即して、貴校の特色を十分に生かした教育を行っていただきたいこと。また、音楽の専門科目だけではなく、一般科目にも重きを置いた体系的かつバランスのよいカリキュラム編成を行っていただきたいこと。

3つ目は、埼玉県入間市に所在している運動場の更なる有効活用を検討いただきたいこと。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から、説明いたします。

○福本私学行政課長 それでは、議案第1号の要項に基づきまして、御説明申し上げます。

これは、学校法人武蔵野学園から申請がございました武蔵野音楽大学附属高等学校の設置認可でございます。

最初に、概要を御説明させていただきます。

現在、武蔵野音楽大学附属高等学校は、埼玉県が認可をしており、埼玉県入間市の校舎において教育活動を行っております。そのため、本申請は、現在高等学校校舎がある埼玉県入間市から大学キャンパス近くの東京都練馬区に移転・新設するものであり、所轄庁が埼玉県から東京都へ変更となるものでございます。本案件は2段階審査を取りますので、このたびの諮問は1段階目の計画承認でございます。

それでは、設置要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び音楽の専門教育を

施することを目的とする。」でございます。

学校の名称は、「武蔵野音楽大学附属高等学校」です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和9年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人武蔵野音楽学園で、理事長は福井直敬氏、校長は福井直昭氏です。

収容定員は108名で、1学年36名、1学級です。

課程・学科別修業年限及び昼夜の別は、要項9の記載のとおり、全日制課程音楽科を設置し、修業年限は3年、昼夜の別は昼間となります。

校地、校舎等につきましては、要項10、要項11に記載のとおり、設置基準を充足してございます。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項12から要項14に記載のとおりです。なお、予算概要についてですが、今後、授業料等の納付金水準に大きな変更予定はなく、学園全体での収支計画を考慮の上、作成してまいります。

付近の状況につきましては、要項15に記載のとおり、この地域は、武蔵野音楽大学をはじめ、複数の大学が立地する文教地区でございます。また、校地は武蔵野音楽大学まで徒歩3分に位置し、校舎横には練馬区立小竹図書館が隣接、校舎の正門前には練馬警察署小竹町交番が所在しており、教育環境に適した地域でございます。

備考欄には、学校法人の設立年月日及び本法人の設置する学校の設置認可日を記載してございますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、新たに諮問された案件について、順次、審議することといたします。

まず、専修学校についての案件でございます。

議案第2号は、首都医校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、首都医校の目的変更認可申請について、御説明いたします。

首都医校は、平成20年12月19日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、医療情報専門課程（商業実務関係）診療情報管理学科の廃止に伴い、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、文言に変更はなく、「首都医校は、教育基本法  
の精神に則り、学校教育法に従い、専門課程を設け、医療分野の教育を主眼とし、その技術  
と知識を授け、広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる優れた専門職  
を育成し、併せて人格を陶冶することを目的とする。」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由は、医療情報専門課程（商業実務関係）診療情報管理学科を廃止するため  
でございます。

設置者は学校法人日本教育財団で、理事長は粕谷俊彦氏、校長は小澤敬也氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりであり、変  
更はございません。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日等を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申い  
たします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第3号は、水元八千代幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、水元八千代幼稚園の設置者変更認可について、御説明  
申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存  
続を図るものでございます。

新設置者は千葉伸一氏、園長は千葉知栄子氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いず  
れも設置基準を充足しております。

なお、今回は旧設置者の相続人への設置者変更を伴うものですが、今後の学校法人化に

向けて、園所轄庁である葛飾区と連携し、引き続き指導をしてまいります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、金町幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、金町幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は津田学氏、園長も同じく津田学氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の6学級140名を4学級105名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

なお、今回は旧設置者の相続人への設置者変更を伴うものですが、今後の学校法人化に向けて、園所轄庁である葛飾区と連携し、引き続き指導をしてまいります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が4件ございます。

議案第5号及び議案第6号は、学校法人おおや学園の寄附行為認可及びおおや幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

議案第7号及び議案第8号は、学校法人岸辺幼稚園の寄附行為認可及び岸辺幼稚園の設

置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

4件とも、第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

日本航空高等学校石川及び（専）日本航空大学校に係る緊急避難措置について、事務局から、説明願います。

○福本私学行政課長 山梨県を所轄庁といたします学校法人日本航空学園が運営いたします、高等学校・日本航空高等学校石川及び専修学校でございます（専）日本航空大学校、こちらの2校につきまして、今般の能登半島地震により、校地、校舎に大きな被害が生じたことで、生徒に安全な学修環境を確保する必要性から、緊急避難措置として両校機能の一部を一時的に東京都内へ移転させたい旨、東京都に相談がございました。高等学校、専修学校ともに学校所轄庁は石川県でございますが、今回、都内の私立学校に係る重要事項といたしまして、当私立学校審議会に報告事項として御報告させていただきます。都の考え方などにつきまして御意見をいただければと思っております。審議会での御意見は、都の考え方とともに、学校法人及び学校、学校所轄庁に伝えまして、これに即した対応を求めてまいりたいと考えてございます。

まず、日本航空学園側の計画でございます。

報告事項の資料をお手元に御覧いただければと思います。

まず、能登被災に伴う学修環境の確保でございます。学校法人日本航空学園が運営いたします日本航空高等学校石川及び（専）日本航空大学校につきましては、能登半島地震により、能登キャンパスでの上下水道や廃棄物などといったインフラ回復に見通しが立たないこと、また、現在も奥能登の復旧・復興の拠点として自衛隊などに校地・校舎を貸与していることから、生徒の安全な学修環境を確保する観点から、学校機能の一部を、学校法人明星学苑が所有する明星大学青梅校に、令和6年4月から一時避難させたいという要望でございます。緊急避難措置の期間は、全国から集う生徒のための仮宿舎が整備されることを前提に、この4月から1年間、また、能登キャンパスの復旧状況を見極めながら、長くて2年間から3年間を想定しているものでございます。対象生徒は、高等学校が新2年生と新3年生の381名、専修学校が新2学年から新4学年までの267名の在校生に加えまして、令和6年度入学予定者も含みます。入学予定者は、そのほとんどが避難先を確定させる前に推薦により入学が認められていた事情によるもので、対象は高等学校で223名、専修学校で137名の予定です。

この緊急避難措置は一定期間を要する見込みでございますので、この措置が2年目に及ぶ場合、令和7年度入学予定者の募集も想定してございます。

続きまして、青梅におけます教育体制の計画でございます。高等学校、専修学校ともに、一部を山梨と北海道の系列校に移管させつつ、能登キャンパスで実施していた学修環境に近づけた学びの場を提供するというものでございます。入学予定者を合わせた高校生約600

名のうち、約570名が青梅に、残り約30名が山梨に移動いたします。同じく、専修学校生約400名のうち、約300名が青梅に、残り約100名が山梨または北海道に移動いたします。

具体的には、専修学校で航空整備士を育成いたします航空整備科は北海道と山梨に分かれて教育を受けます。また、パイロットを養成いたします操縦科は1学年目を山梨で2学年目を国内・国外で操縦訓練を実施するもので、これらの両科につきましては、青梅に移動いたしません。

一方の高等学校でございます。高等学校と専修学校の一貫した教育である「高専一体教育」を推進していることから、できる限り隣接した環境での高等教育を維持するとともに、特に、高校段階から、キャビンアテンダント、グランドスタッフ、整備士、パイロットの育成に必要な英語教育に力を入れていくというものでございます。具体的には、普通科コースのうち、パイロットを養成いたしますパイロットステージにつきましては、専修学校操縦科との一体教育から、山梨キャンパスでの学修を検討し、青梅には行かない見通しでございます。

次に、今回の緊急避難措置につきまして、文科省の見解でございます。

大規模災害時などの緊急避難的な措置として生徒の学修環境を提供するために県外に避難を行う場合においては、避難先の所轄庁が定める学校設置基準等の適用等については柔軟に行っていただきたいというものでございました。一方で、学校は、令和6年度入学予定者を含めた生徒及び保護者に対し、石川県における教育活動の再開の見通しも含めた今後の予定をきちんと伝えるべきであること、また、緊急避難先での教育活動はあくまで一時的な措置であることから、令和7年度以降の募集活動などを行うに当たっては、学校法人日本航空学園、石川県、東京都などの関係者間で丁寧に協議を行っていただくべきというものでございました。

続きまして、学校所轄庁である石川県の考えでございます。

能登キャンパスが被災し、自衛隊等の支援拠点となっていることについて、大変ありがたいというものでございまして、校地、校舎の復旧時期は見通せないが、当然に県内に帰るものと考えてございます。今後は、所轄庁として、文科省の助言も仰ぎながら、東京都とも情報連携しつつ、学校に対して必要な指導を行っていくというものでございました。

最後に、東京都の考え方でございます。

本来であれば、生徒の適切な学修環境や教育環境の確保のため、学校新設と同様の審査手続が必要なところではございます。ただし、今回は、人道上の配慮から、緊急避難措置を了承し、学校が石川県に戻ることを前提に、令和6年度については、都内に同校の一部機能を一時避難的に移転させることを了承したいと考えてございます。受け入れる生徒につきましては、在学生に加え、避難先確定前に入学を認められた令和6年4月からの入学予定者も対象といたします。これは、令和6年度入学者についてはそのほとんどが避難先確定前の推薦により入学が認められていたという事情を踏まえたものでございます。学校に対しましては、緊急避難措置下においても快適な学修環境の確保を目指すこと、及び、



学校が石川県に戻ることにつきまして、適時適切に計画し、生徒らに周知することを求めてまいります。また、学校の現所轄庁である石川県に対しては、これらの点を含め、適切な学校運営が行われるよう、学校を指導することを求めてまいります。加えて、文科省に対しても、必要に応じて東京都や石川県に助言することなどを求めてまいります。東京都としても、石川県に対し、必要な協力を行ってまいります。

なお、本報告事項につきましても、部会でも御議論いただきました。主な指摘事項を申し上げます。

- ・ 都は、被災された生徒の学修環境を確保するという人道的配慮の観点から、今回要望のあった石川県の私立学校に係る緊急避難措置について、しっかりと協力すべきであること。
- ・ 学校は、今回の緊急避難措置による移転にあたって、生徒・保護者や教職員、留学生等の立場や事情に十分配慮した対応をとること。
- ・ 学校は被災状況を勘案しつつも、石川県への適時適切な帰還に向け、早期に着実な復旧計画を立てるとともに、緊急避難措置の期限について生徒、保護者に明確に示し、丁寧に説明すべきこと。
- ・ 緊急避難措置は一時的なものであり、学校設置基準などにおいて柔軟な対応がなされることは当然である。一方で、学校が生徒募集に係る活動を検討するにあたっては、石川県に戻る計画を適切に示す等、都内での学修は緊急避難措置である前提で対応し、避難措置が長期化することで学校設置認可手続から逸脱することがないように十分な留意が必要であること。
- ・ 今回、県をまたぐ避難措置ではあるが、都内に学校が事実上移転することに際し、その間においても学校所轄庁である石川県は、学校に対し、学修環境の整備等について適切な指導や助言が行うこと。また、生徒が、スポーツや文化の大会等に出場する場合には、あくまでも石川県の生徒として取り扱うよう環境整備すること。  
都も石川県による適切な指導等に資するよう、同県とも緊密に連携し、様々な確認を行うこと。
- ・ 文科省から学校や石川県・東京都に対し、適切な助言が得られるよう、同省とも連携すること。
- ・ これらの意見を尊重し、特に学校法人や学校及び学校所轄庁の石川県等に係る意見については、相手方に伝え適切な対応を取ることを求めること。  
こういった御指摘をいただきました。

日本航空高等学校石川及び（専）日本航空大学校の都内の緊急避難措置に係り、本会で御報告させていただきますとともに、これらの御意見につきまして、学園だけでなく、学校所轄庁の石川県や文科省にも申し伝えたいと考えております

報告事項は、以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問や御意見はございませんでしょうか。部会でのいわゆる発言も紹介していただきました。いかがでしょうか。よろしいですか。

人道上ということであれば、当然、私学審も、東京の協会も、ある意味では協力すべきですけれども、私の考えを言いますと、この人口が減っていく中で東京は減っていませんから、学校法人からすれば、当然、東京で生徒を集めることができれば、一番いいのです。学校法人の問題と、生徒たちをどう救うか。13年前の震災のときにも、我々は協力して、各学校でホストファミリーも決め、入学金も手続も全部要りません、と生徒を受け入れて、卒業していった例はあります。ただ、これは、あくまでも学校法人を救うためではなかったはずで、その子供たちの教育をどう守っていくかということですから、その視点はしっかりと分けていくべきだろうと思っております。

何かほかにございますか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、当案件につきましては、事務局報告のとおり、緊急避難措置及びこれに係る都の対応方針について、了承いたします。

このことについては、審議会での意見と併せて、当該学校法人及び学校、さらに学校所轄庁にしっかりと伝えていただくとともに、今後の学校運営の計画等については、適宜、本審議会にて報告されることをお願いいたします。

それでは、報告案件はこれで終了いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、3月18日、月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時34分閉会